

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年3月30日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 興三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区长池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務部長 山本 博之

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区长池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務部長 山本 博之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式、C種種類株式

【届出の対象とした募集金額】

普通株式	その他の者に対する割当	288,811,661,336円
C種種類株式	その他の者に対する割当	99,999,996,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月25日に提出した有価証券届出書並びに平成28年2月29日、平成28年3月4日及び平成28年3月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部について、本割当予定先との協議を経て、平成28年3月30日開催の取締役会決議により募集内容の修正が行われたため、また、締結する予定の株式引受契約の内容に変更がなされたことから、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
 - c. 割当予定先の選定理由
 - d. 割り当てようとする株式の数
 - (b) C種種類株式
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 3 臨時報告書

(添付書類の追加)

取締役会議事録(抄本)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__ 罫で示してあります。

【表紙】

〔届出の対象とした募集金額〕

(訂正前)

届出の対象とした募集金額	普通株式	その他の者に対する割当	387,270,182,246円
	C種種類株式	その他の者に対する割当	101,729,817,800円

(訂正後)

届出の対象とした募集金額	普通株式	その他の者に対する割当	288,811,661,336円
	C種種類株式	その他の者に対する割当	99,999,996,800円

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	3,281,950,697株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株となっております。
C種種類株式	8,621,171株	(注)3に記載のとおりです。

(注) 1 平成28年2月25日(木)開催の当社取締役会(以下、「本取締役会」という。)において、平成28年6月23日(木)開催予定の当社第122期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」という。)において普通株式及びC種種類株式の発行に係る議案並びにC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認(特別決議)が得られることを条件として、本有価証券届出書に係る第三者割当(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。

2

<中略>

また、A種種類株式及びB種種類株式には、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
なお、鴻海精密工業(下記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c.割当予定先の選定理由」で定義します。)は、締結予定の株式引受契約において、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、株式会社みずほ銀行と併せて、「本件金融機関」という。)の同意及び法令に違反しないこと等を条件として、本第三者割当増資の払込後直ちに本件金融機関が保有するA種種類株式のうちそれぞれ半数を総額1,000億円で買い取ることを、当該A種種類株式について金銭を対価とする取得請求権を行使しないこと、当社の上場が維持される限りにおいて平成31年7月以降に普通株式を対価とする取得請求権を行使すること、並びにジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合の同意及び法令に違反しないこと等を条件として、本第三者割当増資の払込後直ちにジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合が保有するB種種類株式総数を両者合意の価格で買い取ることを誓約する予定です。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	3,281,950,697株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株となっております。
C種種類株式	11,363,636株	(注)3に記載のとおりです。

(注) 1 平成28年2月25日(木)開催の当社取締役会(以下、「平成28年2月25日取締役会」という。)及び平成28年3月30日(水)開催の当社取締役会(以下、「平成28年3月30日取締役会」という。)において、平成28年6月23日(木)開催予定の当社第122期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」という。)において普通株式及びC種種類株式の発行に係る議案並びにC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認(特別決議)が得られることを条件として、本有価証券届出書に係る第三者割当(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。

2

<中略>

また、A種種類株式及びB種種類株式には、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

a. 普通株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,281,950,697株	387,270,182,246	193,635,091,123
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,281,950,697株	387,270,182,246	193,635,091,123

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、193,635,091,123円であります。

b. C種種類株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,621,171株	101,729,817,800	50,864,908,900
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,621,171株	101,729,817,800	50,864,908,900

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、50,864,908,900円であります。

(訂正後)

a. 普通株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,281,950,697株	<u>288,811,661,336</u>	<u>144,405,830,668</u>
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,281,950,697株	<u>288,811,661,336</u>	<u>144,405,830,668</u>

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、144,405,830,668円であります。

b. C種種類株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	<u>11,363,636株</u>	<u>99,999,996,800</u>	<u>49,999,998,400</u>
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	<u>11,363,636株</u>	<u>99,999,996,800</u>	<u>49,999,998,400</u>

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、49,999,998,400円であります。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

a. 普通株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
118	59	1株	平成28年6月28日 (火)から 平成28年9月5日 (月)まで	-	平成28年6月28日 (火)から 平成28年9月5日 (月)まで

(注) <中略>

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日(火)から平成28年9月5日(月)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記(注)5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

<後略>

b. C種種類株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
11,800	5,900	1株	平成28年6月28日 (火)から 平成28年9月5日 (月)まで	-	平成28年6月28日 (火)から 平成28年9月5日 (月)まで

(注) <中略>

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日(火)から平成28年9月5日(月)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記(注)5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

<後略>

(訂正後)

a. 普通株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
88	44	1株	平成28年6月28日 (火)から 平成28年10月5日 (水)まで	-	平成28年6月28日 (火)から 平成28年10月5日 (水)まで

(注)

<中略>

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日（火）から平成28年10月5日（水）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

<後略>

b. C種種類株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
8,800	4,400	1株	平成28年6月28日 (火)から 平成28年10月5日 (水)まで	-	平成28年6月28日 (火)から 平成28年10月5日 (水)まで

(注)

<中略>

- 6 本第三者割当増資に関しては、平成28年6月28日（火）から平成28年10月5日（水）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、関連する競争当局の許認可等を得ることを払込の条件としており、当該許認可等が得られるまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためです。

<後略>

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

本第三者割当増資に係る手取金の額は下記のとおりとなっております。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
普通株式 387,270,182,246	4,723,761,146	382,546,421,100
C種種類株式 101,729,817,800	-	101,729,817,800

(注)

- 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（約1,713百万円）、弁護士及び財務アドバイザー費用（約2,651百万円）及びその他（約360百万円）です。発行諸費用の概算額は普通株式及びC種種類株式に係る諸費用の合計額です。

(訂正後)

本第三者割当増資に係る手取金の額は下記のとおりとなっております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
普通株式 288,811,661,336	4,284,315,495	284,527,345,841
C種種類株式 99,999,996,800	-	99,999,996,800

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（約1,362百万円）、弁護士及び財務アドバイザー費用（約2,651百万円）及びその他（約271百万円）です。発行諸費用の概算額は普通株式及びC種種類株式に係る諸費用の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額484,276,238,900円（内訳：普通株式382,546,421,100円、C種種類株式101,729,817,800円）

の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
OLED事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等	200,000	平成28年7月 ～平成31年6月
ディスプレイデバイスカンパニーにおける中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等	100,000	平成28年7月 ～平成31年3月
コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等	45,000	平成28年7月 ～平成31年3月
エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等	10,000	平成28年7月 ～平成31年3月
電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等	12,000	平成28年7月 ～平成31年3月
ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等	50,000	平成28年7月 ～平成31年3月
日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費	37,276	平成28年7月 ～平成31年3月
普通社債償還資金	30,000	平成28年9月 ～平成31年3月

当社は、下記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c割当予定先の選定理由」に記載のとおり成長投資を抑制せざるを得ない状況にありましたが、本第三者割当増資により、手取金を当社の各事業の成長に向けた設備投資等、当社のブランド価値向上・新規事業分野拡大のための経費（運転資金）及び普通社債償還に充当いたします。

上記 から は当社の各事業の成長に向けた設備投資等であり、合計で417,000百万円を充当します。上記 は当社のブランド価値向上・新規事業分野拡大のための運転資金であり、37,276百万円を充当します。上記 は普通社債償還資金であり、30,000百万円を充当します。

手取金の使途は、具体的に以下のとおりです。

A 当社の各事業の成長に向けた設備投資等

a ディスプレイデバイスカンパニー（ディスプレイデバイス事業）

<中 略>

具体的には、亀山工場における高精細中型液晶生産能力の増強に向けたカラーフィルター工程装置の増強その他プロセス装置の改造、三重工場における新規プロセス導入に向けたスパッタ装置の改造等、更には中国工場における後半工程効率化投資等を企図しており、500億円の充当を予定しています。また、表示領域に合わせた自由な設計が可能なFFD（フリーフォームディスプレイ）を中心とした高付加価値アプリの創出に向けた技術開発投資や量産化に向けた後半実装工程設備の導入、高精細モデル向けを中心としたフォトマスク投資についても積極的に行う方針であり、その他の合理化・更新投資等も含め500億円の充当を予定しています。

<中 略>

b コンシューマーエレクトロニクスカンパニー（コンシューマーエレクトロニクス事業）

<中 略>

具体的には、人工知能（AI）とモノのインターネット化（IoT）を組み合わせた「AIoT」機能を搭載したコミュニケーションロボット、液晶テレビ、調理家電等における新規商品創出に向けた研究開発投資・金型投資支出への充当（100億円）や、白物家電を中心とした新興国向けローカルフィット商品ラインナップ強化・拡充に向けた金型投資支出への充当（100億円）、更には安定的な収益体質を確保するための国内、中国、アジア各工場における既存設備の合理化・更新投資支出等への充当（250億円）を行い、今後長期にわたって当社の主力事業として安定的な収益を生み出す事業体への変革を図って参ります。

<中 略>

c エネルギーソリューションカンパニー（エネルギーソリューション事業）

<中 略>

具体的には、福島復興地域におけるIPP案件を中心とした投資支出等への充当（50億円）、住宅用エネルギーソリューション事業の強化に向けたHEMS開発用ソフトウェア投資支出等への充当（50億円）を想定しておりますが、これらによりPVモジュール販売を中心とした既存事業からエネルギーソリューションを核とした新たな事業体への変革を進めて参ります。

<中 略>

d 電子デバイスカンパニー（電子デバイス事業）

<中 略>

具体的には、スマートフォン向け・車載向けカメラモジュールなど新規事業分野等における新製品創出に向けた開発投資・金型支出への充当（70億円）、カラー暗視カメラ（暗闇の環境下でカラー撮影が可能な監視用赤外線カメラ）など独自特長技術を搭載したデバイス製品群における開発投資、金型投資、量産設備の導入にかかる支出への充当（30億円）、更には福山工場、インドネシア工場における生産効率の改善に向けた既存設備の合理化・更新投資支出への充当（20億円）を想定しております。

<中 略>

e ビジネスソリューションカンパニー（ビジネスソリューション事業）

<中 略>

具体的には、北米・欧州における収益基盤の拡大・安定化に向けたMFP販路拡大投資支出への充当（250億円）、ロボティクス・電子看板用ディスプレイを核としたソリューション事業における新規商品創出に向けた開発用ソフトウェア投資・金型支出への充当（100億円）、更には国内・中国など既存工場における生産効率の改善に向けた生産ラインの自動化/省人化設備等の合理化・更新投資への充当（150億円）も想定しております。

<中 略>

B 日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費

<中 略>

具体的には、国内・海外における更なるブランド価値の向上に向けた各種媒体を活用した宣伝広告費用への充当(250億円)、将来における新規事業創出に向けた中央研究所機能における研究材料費及びより専門的な知見からの研究・検証を外部に委託するための業務委託費用への充当(120億円)を想定しております。上記については、上記からの取り組みに伴うものであり、上記からの進捗に応じて平成31年3月までに順次支出する予定です。

C 普通社債償還資金

当社は、社債を発行しておりますが、このうち上記の資金を用いてこれらの社債を償還します。

償還の対象となる社債の発行時期、未償還残高、利率、償還期限は次のとおりです。

当該社債について、現預金及び将来におけるフリーキャッシュフロー等による充当を検討しておりましたが、これに代えて今回の手取金を充当することにより、手元流動性を十分に確保することができ、財務基盤の安定化につなげることができます。

(平成27年9月30日現在)

	発行年月日	未償還残高(百万円)	利率(%)	償還期限
第23回無担保社債	平成21年3月19日	10,000	2.068	平成31年3月19日
第25回無担保社債	平成21年9月16日	20,000	1.141	平成28年9月16日

(訂正後)

上記差引手取概算額384,527,342,641円（内訳：普通株式284,527,345,841円、C種種類株式99,999,996,800円）

の具体的な用途については、次のとおり予定しております。

なお、以下の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
OLED事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等	200,000	平成28年7月 ～平成31年6月
ディスプレイデバイスカンパニーにおける中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等	60,000	平成28年7月 ～平成30年9月
コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等	40,000	平成28年7月 ～平成30年9月
エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等	8,000	平成28年7月 ～平成30年9月
電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等	10,000	平成28年7月 ～平成30年9月
ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等	40,000	平成28年7月 ～平成30年9月
日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費	26,527	平成28年7月 ～平成31年6月

当社は、下記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり成長投資を抑制せざるを得ない状況にありましたが、本第三者割当増資により、手取金を当社の各事業の成長に向けた設備投資等及び当社のブランド価値向上・新規事業分野拡大のための経費（運転資金）に充当いたします。

上記 から は当社の各事業の成長に向けた設備投資等であり、合計で358,000百万円を充当します。上記 は当社のブランド価値向上・新規事業分野拡大のための運転資金であり、26,527百万円を充当します。なお、平成28年2月25日提出の有価証券届出書の開示内容と比較して、上記 から の投資対象につき手取金を充当する額及び期間を短縮するとともに、社債の返還については手取金を用いないこととして削除する旨の変更を行っております。

手取金の用途は、具体的に以下のとおりです。

A 当社の各事業の成長に向けた設備投資等

a ディ스플레이デバイスカンパニー（ディスプレイデバイス事業）

<中 略>

具体的には、亀山工場における高精細中型液晶生産能力の増強に向けたカラーフィルター工程装置の増強その他プロセス装置の改造、三重工場における新規プロセス導入に向けたスパッタ装置の改造等、更には中国工場における後半工程効率化投資等を企図しており、300億円の充当を予定しています。また、表示領域に合わせた自由な設計が可能なFFD（フリーフォームディスプレイ）を中心とした高付加価値アプリの創出に向けた技術開発投資や量産化に向けた後半実装工程設備の導入、高精細モデル向けを中心としたフォトマスク投資についても積極的に行う方針であり、その他の合理化・更新投資等も含め300億円の充当を予定しています。

<中 略>

b コンシューマーエレクトロニクスカンパニー（コンシューマーエレクトロニクス事業）

<中 略>

具体的には、人工知能（AI）とモノのインターネット化（IoT）を組み合わせた「AIoT」機能を搭載したコミュニケーションロボット、液晶テレビ、調理家電等における新規商品創出に向けた研究開発投資・金型投資支出への充当（100億円）や、白物家電を中心とした新興国向けローカルフィット商品ラインナップ強化・拡充に向けた金型投資支出への充当（100億円）、更には安定的な収益体質を確保するための国内、中国、アジア各工場における既存設備の合理化・更新投資支出等への充当（200億円）を行い、今後長年にわたって当社の主力事業として安定的な収益を生み出す事業体への変革を図って参ります。

<中 略>

c エネルギーソリューションカンパニー（エネルギーソリューション事業）

<中 略>

具体的には、福島復興地域におけるI P P案件を中心とした投資支出等への充当（40億円）、住宅用エネルギーソリューション事業の強化に向けたH E M S 開発用ソフトウェア投資支出等への充当（40億円）を想定しておりますが、これらによりP V モジュール販売を中心とした既存事業からエネルギーソリューションを核とした新たな事業体への変革を進めて参ります。

<中 略>

d 電子デバイスカンパニー（電子デバイス事業）

<中 略>

具体的には、スマートフォン向け・車載向けカメラモジュールなど新規事業分野等における新製品創出に向けた開発投資・金型支出への充当（60億円）、カラー暗視カメラ（暗闇の環境下でカラー撮影が可能な監視用赤外線カメラ）など独自特長技術を搭載したデバイス製品群における開発投資、金型投資、量産設備の導入にかかる支出への充当（25億円）、更には福山工場、インドネシア工場における生産効率の改善に向けた既存設備の合理化・更新投資支出への充当（15億円）を想定しております。

<中 略>

e ビジネスソリューションカンパニー（ビジネスソリューション事業）

<中 略>

具体的には、北米・欧州における収益基盤の拡大・安定化に向けたM F P 販路拡大投資支出への充当（200億円）、ロボティクス・電子看板用ディスプレイを核としたソリューション事業における新規商品創出に向けた開発用ソフトウェア投資・金型支出への充当（80億円）、更には国内・中国など既存工場における生産効率の改善に向けた生産ラインの自動化/省人化設備等の合理化・更新投資への充当（120億円）も想定しております。

<中 略>

B 日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費

<中 略>

具体的には、国内・海外における更なるブランド価値の向上に向けた各種媒体を活用した宣伝広告費用への充当（180億円）、将来における新規事業創出に向けた中央研究所機能における研究材料費及びより専門的な知見からの研究・検証を外部に委託するための業務委託費用への充当（80億円）を想定しております。上記 については、上記 から の取り組みに伴うものであり、上記 から の進捗に応じて平成31年6月までに順次支出する予定です。

<後 略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

<前 略>

こうした観点からの検討を進めた結果、当社の取締役会として、以下の理由により、本割当予定先に対して本第三者割当増資を行うことが、当社の全てのステークホルダーにとってベストであると判断しました。

本割当予定先による出資の総額は4,890億円となり、上記「第1〔募集要項〕 4〔新規発行による手取金の使途〕 (2)〔手取金の使途〕」にも記載のとおり、かかる出資により、ディスプレイデバイス事業の競争力を強化し、且つ、当社の各事業が一体として成長していくために必要な成長投資を賄える十分な資金・資本の手当てが可能となるとともに、運転資金の増強など、当社の財務体質の改善にも大きく貢献する内容であると判断したこと

<中 略>

本割当予定先からは、当社のブランド、既存の従業員及び広範囲にわたる商品ラインアップの価値や、当社事業をとりまくエコシステムを維持することの意義についての十分な理解が示され、とりわけ、本第三者割当増資の実行後における当社の経営につき、以下を含む力強いコミットメントが得られたこと

<中 略>

(ii) 一体性の維持

当社及びその子会社の各事業の一体的な運営を維持し、当社の希望する第三者との提携についても十分なサポートを提供すること

<中 略>

かねてより液晶テレビ、携帯電話・スマートフォン等のODMを通じた取引があったのに加え、大型液晶パネルを生産する堺ディスプレイプロダクトを平成24年8月から共同で運営しており、同社の取引先である液晶テレビセットメーカーへの同社液晶パネルの安定供給を実現することなどにより平成24年12月期から3年連続で営業黒字化を達成するなど、共同運営パートナーとして、両社間に信頼関係を構築してきていること

本割当予定先の一社である鴻海精密工業は、本件金融機関が保有するA種種類株式の半数を総額1,000億円で買い取ることを予定しており、また、本第三者割当増資における1株当たり発行価格その他の条件は、本割当予定先にとって特に有利な条件ではあるものの、本第三者割当増資を行うことによる事業基盤の確立や企業価値向上の効果を踏まえれば、既存株主の利益にも十分に配慮した条件となっていると考えられたこと

本割当予定先は、本第三者割当増資の実行の確実性を高めるため、締結する予定の株式引受契約において、1,000億円のデポジットを提供すること及び本割当予定先が引受額を支払う義務を履行しなかった場合等には当社が当該デポジットを予定損害賠償額として没収することができることを合意する予定であること

なお、上記については、以下の本割当予定先の義務が規定される予定です。

<中 略>

- ・株式引受契約の締結後2年間は、当社の事前の書面による同意なしに、当社株式を第三者に譲渡しないこと（なお、C種種類株式を子会社又は関連会社に譲渡する場合、当社は当該同意を不合理に拒否又は留保しないこと）

<中 略>

- ・当社及びその子会社の事業の一体性を維持し、当社及びその子会社に対し、その事業の処分を行わせるような議決権の行使その他の影響力の行使を行わないこと（なお、当社は、当社のエネルギーソリューション事業の収益性を改善するため、適切な第三者との戦略提携又は合併化を含む最大限の努力を尽くし、本割当予定先はかかる努力を尊重し、これに協力すること）

<中 略>

- ・当社の技術（当社の国内における研究開発施設や工場の機能を含む。）を、当社及びそのグループ会社内且つ日本国内に保持するために当社と協力すること、また、当社及びその子会社からの技術流出や海外への技術流出を防止するための実効的な手段を構築すること

また、鴻海精密工業は、締結予定の株式引受契約において、本件金融機関の同意及び法令に違反しないこと等を条件として、本第三者割当増資の払込後直ちに本件金融機関が保有するA種種類株式のうちそれぞれ半数を総額1,000億円で買い取ること、当該A種種類株式について金銭を対価とする取得請求権を行使しないこと、当社の上場が維持される限りにおいて平成31年7月以降に普通株式を対価とする取得請求権を行使すること、並びにジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合の同意及び法令に違反しないこと等を条件として、本第三者割当増資の払込後直ちにジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合が保有するB種種類株式総数を両者合意の価格で買い取することを誓約する予定です。

< 中 略 >

当社の取締役については、当社は、締結予定の株式引受契約において、本割当予定先より平成28年4月15日までに書面で取締役の指名がなされた場合には、本第三者割当増資後直ちに有効となるように、取締役13名のうち9名又は取締役の総数の3分の2を超える人数を本割当予定先の当該指名に従い選任するのに必要な株主総会及び種類株主総会の承認決議を得るよう最大限努力することを合意する予定です。

(訂正後)

< 前 略 >

こうした観点からの検討を進めた結果、平成28年2月25日、当社の取締役会として、本割当予定先に対して第三者割当増資を行うことが、当社の全てのステークホルダーにとってベストであると判断し、本割当予定先を割当先とする第三者割当増資を行うことについて決議いたしました。

しかしながら、当該取締役会決議の直前に、本割当予定先から当社の企業価値評価に関して、さらなる確認作業が必要との要請がありました。これを受け当社は本割当予定先との間で当社の潜在的リスクの評価を含め、経営状況について協議を行うとともに当社と本割当予定先との提携による相乗効果の検証を行うなど、早期の最終契約締結に向けて、約1カ月、協議を重ねて参りました。

一方、当社は平成28年3月期第4四半期及び通期業績の見通し等について精査を重ねて参りました。当社を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増しており、平成28年3月期通期連結業績予想について、以下の要因を織り込んだ結果、売上高、営業利益でさらなる下方修正を行うこととなりました。

1) ディスプレイデバイス事業の収益悪化

液晶パネルの販売不振や価格下落、それに伴う在庫評価減の計上、工場稼働率の低下による操業損失の発生、これに伴う在庫の滞留によるたな卸資産評価減

2) 中国市場における市況悪化

第4四半期以降に顕著となった中国市場における液晶テレビ、白物家電及びデジタル複合機の販売不振、液晶テレビの流通在庫削減に向けた販促費の増加見込み

3) 国内市場における市況悪化

国内市場における白物家電の販売不振、太陽電池事業の住宅用及び産業用の市況悪化に伴う売価下落と販売減

これらの経営状況を本割当予定先と協議した結果、本割当予定先から出資条件を見直すことが必要となったとして、普通株式で約2,888億円、C種種類株式で約1,000億円の総額約3,888億円の当社株式を引き受けることを主旨とする提案(以下、「新出資提案」という。)がありました。

当社取締役会では、本割当予定先からの新出資提案について慎重に議論を進めた結果、本割当予定先との協議の状況や当社の経営状況を鑑みると、以下の理由で、新出資提案が当社の全てのステークホルダーにとって現時点において最適であることに変わりはないと考え、新出資提案を受け入れるべきと判断いたしました。

本割当予定先による出資の総額は3,888億円となり、上記「第1〔募集要項〕 4〔新規発行による手取金の用途〕 (2)〔手取金の用途〕」にも記載のとおり、かかる出資により、ディスプレイデバイス事業の競争力を強化し、且つ、当社の各事業が一体として成長していくために必要な成長投資を賄える十分な資金・資本の手当てが可能となるとともに、運転資金の増強など、当社の財務体質の改善にも大きく貢献する内容であると判断したこと

< 中 略 >

本割当予定先からは、当社のブランド、既存の従業員及び広範囲にわたる商品ラインアップの価値や、当社事業をとりまくエコシステムを維持することの意義についての十分な理解が示され、とりわけ、本第三者割当増資の実行後における当社の経営につき、以下を含む力強いコミットメントが得られたこと

<中 略>

(ii) 一体性の維持

当社及びその子会社の各事業の一体的な運営を維持すること

<中 略>

かねてより液晶テレビ、携帯電話・スマートフォン等のODMを通じた取引があったのに加え、大型液晶パネルを生産する堺ディスプレイプロダクトを平成24年8月から共同で運営しており、同社の取引先である液晶テレビセットメーカーへの同社液晶パネルの安定供給を実現することなどにより平成25年12月期から3年連続で営業黒字化を達成するなど、共同運営パートナーとして、両社間に信頼関係を構築してきていること

本割当予定先は、本第三者割当増資の実行の確実性を高めるため、締結する予定の株式引受契約において、1,000億円のデポジットを提供すること及び本割当予定先が引受額を支払う義務を履行しなかった場合等には当社が当該デポジットを予定損害賠償額として没収することができることを合意する予定であること

上記 については、株式引受契約において以下の本割当予定先の義務が規定される予定です。なお、平成28年2月25日以降本割当予定先との協議を経て内容が一部変更されております。

<中 略>

- ・株式引受契約の締結後2年間は、当社の事前の書面による同意なしに、当社株式を第三者に譲渡しないこと（なお、C種種類株式を子会社若しくは関連会社又は割当予定先若しくはその関連会社の従業員に譲渡する場合、当社は当該同意を不合理に拒否又は留保しないこと）

<中 略>

- ・当社及びその子会社の事業の一体性を維持すること（但し、当社の過去のプラクティスに即したエネルギーソリューション事業の構造改革及び当社株主の最善の利益に即した事業一体の再編又は処分を除く。なお、当社は、当社のエネルギーソリューション事業の収益性を改善するため、適切な第三者との戦略提携又は合併化を含む最大限の努力を尽くすものとする。）

<中 略>

- ・当社のハイテク技術（ハイテク製品を製造するための当社の国内における研究開発施設や工場の機能を含む。）を、日本国内に保持するために当社と協力すること、また、海外への技術流出を防止するための実効的な手段を構築すること

なお、締結する予定の株式引受契約において、当社の責めに帰すべき事由により株式引受契約が終了した場合、又は本割当予定先の責めに帰すべき事由によらずして平成28年10月5日までに本第三者割当増資の実行がなされない場合は、当社は、その事象の発生以降3か月間、鴻海精密工業又はその指定する第三者に対し、当社のディスプレイ事業を会社分割、事業譲渡その他の手法により、公正な価格で購入する権利を与えること並びに鴻海精密工業又はその指定する第三者が当該権利を行使した場合、当社は株主総会の承認や第三者からの同意取得を含め、当該ディスプレイ事業の取得が実行されるよう協力することに合意する予定です。

<中 略>

当社の取締役については、当社は、締結予定の株式引受契約において、本割当予定先より平成28年4月15日又は当事者間で別途合意した日までに書面で取締役の指名がなされた場合には、本第三者割当増資後直ちに有効となるように、取締役9名のうち6名以下又は取締役の総数の3分の2以下の人数を本割当予定先の当該指名に従い選任するのに必要な株主総会及び種類株主総会の承認決議を得るよう最大限努力することを合意する予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

(b) C種種類株式

(訂正前)

鴻海精密工業 8,621,171株

(訂正後)

鴻海精密工業 11,363,636株

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

(訂正前)

普通株式

払込金額につきましては、本割当予定先のうち鴻海精密工業が、当社に対して1株118円として最終提案し、これに対して当社は、本取締役会において、当該払込金額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、他候補先からの出資提案との比較優位性の検討、将来の飛躍的な発展のために十分な成長資金を確保且つ迅速に調達する必要性、並びに本割当予定先への本第三者割当増資の実行が、中・長期的な観点からは、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることを総合的に勘案し、また、市場株価に対して一定程度のディスカウントによる有利発行を行うことで、既存株主の利益を毀損する可能性が高いことは十分認識しておりますが、本第三者割当増資による調達資金によって事業基盤を確立し、キャッシュフローを改善することで、企業価値向上を実現することが、既存株主の皆様への利益につながると考え、且つ、下記のとおり、鴻海精密工業が買収金額を7,000億円規模での再提案を行う旨の憶測報道があった平成28年1月15日以前の当社株式の終値を勘案すると、上記の払込金額が当社の公正な価値を反映していないとは言い切れないこと、上記「1〔割当予定先の状況〕c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本割当予定先に一定の義務が定められていることから、上記の払込金額による本第三者割当増資の実行には合理性があるものと判断し、1株118円と決定いたしました。

なお、かかる払込金額118円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成28年2月24日の当社株式の終値174円に対しては32.2%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値153.50円に対しては23.1%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値134.28円に対しては12.1%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値140.09円に対しては15.8%のディスカウントを行った金額となります。但し、払込金額118円は、鴻海精密工業が買収金額を7,000億円規模での再提案を行う旨の憶測報道があった平成28年1月15日を基準とすると、直前営業日である平成28年1月14日の当社株式の終値109円に対しては8.3%のプレミアム、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値117.89円に対しては0.1%のプレミアム、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値127.30円に対しては7.3%のディスカウントを行った金額となります。

また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株118円として、本第三者割当増資に係る普通株式の割当てを行うことといたしました。

C種種類株式

当社は、C種種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、下記価値分析結果も参考に、本割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株当たり11,800円と決定いたしました。かかる払込金額については、下記本算定報告書において示された算定結果を下回るものの、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金がC種種類株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価水準、必要となる資金の規模、並びにC種種類株式の内容に係る経済的条件に関する本割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、C種種類株式の払込金額には合理性があるものと判断しております。なお、当社は、C種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口 真人）（以下、「プルートス社」という。）に対してC種種類株式の価値分析を依頼した上で、プルートス社より、C種種類株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」という。）を取得しております。プルートス社は、一定の前提（普通株式及びC種種類株式の発行後において株式価値が希薄化する等）の下、C種種類株式の価値分析を実施しております。

本算定書におけるC種種類株式の価値分析結果

1株当たり12,272円～13,423円

価値分析にあたっては、期末配当、残余財産の分配、普通株式を対価とする取得条項などの条件を考慮し、普通株式との比較を行った上、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成28年2月24日の当社株式の終値174円、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値153.50円、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値134.28円、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値140.09円、を市場株価として採用し普通株式の理論株価を算出し、C種種類株式の1株当たりの価値を算出しております。

（参考情報）C種種類株式の概要

<C種種類株式転換比率>

- ・C種種類株式1株につき普通株式100株

<配当金>

- ・配当金額・・・普通株式1株当たりの期末配当金に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額
- ・優先順位・・・普通株式を有する株主（普通株主）と同等
- ・累積条項・・・非累積
- ・参加条項・・・非参加型
- ・中間配当・・・普通株式1株当たりの中間配当金に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額

<残余財産の分配>

- ・分配金額・・・普通株式1株当たりの残余財産に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額
- ・優先順位・・・普通株主と同等
- ・参加条項・・・非参加型

客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度且つ複雑であり、その価値評価については様々な見解がありますが、C種種類株式については、配当金・残余財産の分配について転換比率に応じて増額されるものの、非累積及び非参加型であることからすれば、C種種類株式1株と普通株式100株とは同程度の価値ということもできます。もっとも、C種種類株式の払込金額は、プルートス社が価値分析した株式価値の上限値に対して10%以上のディスカウントとなっており、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当すると考えられることから、C種種類株式についても、会社法第199条第2項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株11,800円として、本第三者割当増資に係るC種種類株式を発行することといたしました。

(訂正後)

普通株式

払込金額につきましては、本割当予定先のうち鴻海精密工業が、当社に対して1株88円として最終提案し、これに対して当社は、平成28年3月30日取締役会において、当該払込金額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、他候補先からの出資提案との比較優位性の検討、将来の飛躍的な発展のために十分な成長資金を確実に迅速に調達する必要性、並びに本割当予定先への本第三者割当増資の実行が、中・長期的な観点からは、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることを総合的に勘案し、また、市場株価に対して一定程度のディスカウントによる有利発行を行うことで、既存株主の利益を毀損する可能性が高いことは十分認識しておりますが、本第三者割当増資による調達資金によって事業基盤を確立し、キャッシュフローを改善することで、企業価値向上を実現することが、既存株主の皆様への利益につながると考え、上記「1〔割当予定先の状況〕c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本割当予定先に一定の義務が定められていることから、上記の払込金額による本第三者割当増資の実行には合理性があるものと判断し、1株88円と決定いたしました。

なお、かかる払込金額88円は、本第三者割当増資に関する平成28年3月30日取締役会決議日の直前営業日である平成28年3月29日の当社株式の終値130円に対しては32.3%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値141.80円に対しては37.9%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値140.52円に対しては37.4%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値135.60円に対しては35.1%のディスカウントを行った金額となります。

また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株88円として、本第三者割当増資に係る普通株式の割当てを行うことといたしました。

C種種類株式

当社は、C種種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、本割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株当たり8,800円と決定いたしました。かかる払込金額については、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金がC種種類株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価水準、必要となる資金の規模、並びにC種種類株式の内容に係る経済的条件に関する本割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、C種種類株式の払込金額には合理性があるものと判断しております。

なお、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度且つ複雑であり、その価値評価については様々な見解があります。当社は、平成28年2月25日取締役会に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口 真人）（以下、「ブルータス社」という。）に対してC種種類株式の価値分析を依頼した上で、ブルータス社より、C種種類株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」という。）を取得しております。ブルータス社は、一定の前提（普通株式及びC種種類株式の発行後において株式価値が希薄化する等）の下、C種種類株式の価値分析を実施しております。本算定報告書におけるC種種類株式の価値は、1株当たり12,272円～13,423円と算定されておりますが、上記払込金額はこの算定額に対して10%以上のディスカウントとなっております。ブルータス社の算定価格は、平成28年2月24日時点の情報を基にしたものであり、本日の当社業績の下方修正を前提としない価格であるものの、そのことを勘案したとしても会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当すると考えられます。

（参考情報）C種種類株式の概要

<C種種類株式転換比率>

- ・ C種種類株式 1株につき普通株式100株

<配当金>

- ・ 配当金額・・・普通株式 1株当たりの期末配当金に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額
- ・ 優先順位・・・普通株式を有する株主（普通株主）と同等
- ・ 累積条項・・・非累積
- ・ 参加条項・・・非参加型
- ・ 中間配当・・・普通株式 1株当たりの中間配当金に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額

<残余財産の分配>

- ・ 分配金額・・・普通株式 1株当たりの残余財産に、C種種類株式転換比率を乗じて得られる金額
- ・ 優先順位・・・普通株主と同等
- ・ 参加条項・・・非参加型

また、C種種類株式については、上記のとおり、配当金・残余財産の分配について転換比率に応じて増額されるものの、非累積及び非参加型であることからすれば、C種種類株式 1株と普通株式100株とは同程度の価値ということもできます。しかるところ、C種種類株式の1株当たりの払込金額8,800円は、本第三者割当増資に関する平成28年3月30日取締役会決議日の直前営業日である平成28年3月29日の当社普通株式の終値130円に100を乗じた数に対しては32.3%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値141.80円に100を乗じた数に対しては37.9%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値140.52円に100を乗じた数に対しては37.4%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値135.60円に100を乗じた数に対しては35.1%のディスカウントを行った金額となっており、やはり会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当すると考えられます。

以上のことから、当社は、C種種類株式についても、会社法第199条第2項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を1株8,800円として、本第三者割当増資に係るC種種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本第三者割当増資により、本割当予定先に対して割り当てる株式数は3,290,571,868株（内訳：普通株式3,281,950,697株、C種種類株式8,621,171株）、議決権数は3,281,950個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して193.40%（議決権総数1,685,204個に対して194.75%）となっております。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式862,117,100株が交付され、その議決権数は862,117個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,144,067,797株、議決権数は4,144,067個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して243.56%（議決権総数1,685,204個に対して245.91%）となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

<後 略>

(訂正後)

本第三者割当増資により、本割当予定先に対して割り当てる株式数は3,293,314,333株（内訳：普通株式3,281,950,697株、C種種類株式11,363,636株）、議決権数は3,281,950個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して193.56%（議決権総数1,685,204個に対して194.75%）となっております。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式1,136,363,600株が交付され、その議決権数は1,136,363個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,418,314,297株、議決権数は4,418,314個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して259.68%（議決権総数1,685,204個に対して262.18%）となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

< 後 略 >

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に係る議決権の総数は1,685,204個であり、本第三者割当増資により発行される新株式3,290,571,868株（内訳：普通株式3,281,950,697株、C種種類株式8,621,171株）に係る議決権数は3,281,950個となりますので、当該新株式に係る議決権数の平成27年9月30日現在の当社議決権総数に対する割合は194.75%となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

したがって、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式862,117,100株が交付され、その議決権数は862,117個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,144,067,797株、議決権数は4,144,067個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して243.56%（議決権総数1,685,204個に対して245.91%）となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

< 後 略 >

(訂正後)

平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に係る議決権の総数は1,685,204個であり、本第三者割当増資により発行される新株式3,293,314,333株（内訳：普通株式3,281,950,697株、C種種類株式11,363,636株）に係る議決権数は3,281,950個となりますので、当該新株式に係る議決権数の平成27年9月30日現在の当社議決権総数に対する割合は194.75%となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

したがって、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式1,136,363,600株が交付され、その議決権数は1,136,363個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,418,314,297株、議決権数は4,418,314個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して259.68%（議決権総数1,685,204個に対して262.18%）となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

< 後 略 >

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の発行済 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			<u>1,308,621</u>	<u>26.21</u>
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	<u>18.34</u>
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	<u>12.95</u>
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	8.41
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.78	47,317	0.95
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.69	45,781	0.92
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	42,010	2.47	42,010	0.84
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.47	41,988	0.84
(株)三菱東京U F J銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,778	2.46	41,778	0.84
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.11	35,842	0.72
計		254,716	14.97	<u>3,545,288</u>	<u>71.02</u>

< 中 略 >

なお、C種種類株式には平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合における大株主の状況は以下のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の発行済 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			2,162,117	36.99
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	15.66
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	11.06
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	7.19
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.78	47,317	0.81
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.69	45,781	0.78
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	42,010	2.47	42,010	0.72
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.47	41,988	0.72
(株)三菱東京U FJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,778	2.46	41,778	0.71
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.11	35,842	0.61
計		254,716	14.97	4,398,784	75.25

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映したうえ、本割当予定先が保有する全てのC種種類株式について普通株式を対価とする取得条項が行使された場合において交付される普通株式862,117,100株を加算した数を基準に算出しております。

3 上記の表における発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

4 (株)みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した株式が6,000千株あります。

なお、現時点でC種種類株式に普通株式を対価とする取得条項が行使されたと仮定した場合における所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有議決権数 (個)	割当後の総株主の 議決権数に対する 所有議決権数 の割合(%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			2,162,117	37.09
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	15.71
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	11.09
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	7.21
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.81	47,317	0.81
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.72	45,781	0.79
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.49	41,988	0.72
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	41,910	2.49	41,910	0.72
(株)三菱東京U FJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,678	2.47	41,678	0.71
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.13	35,842	0.61
計		254,516	15.10	4,398,583	75.46

(注) 1 総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有議決権数及び割当後の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映したうえ、本割当予定先が保有する全てのC種種類株式について普通株式を対価とする取得条項が行使された場合において交付される普通株式の議決権数862,117個を加算した数を基準に算出してしております。

3 上記の表における総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出してしております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の発行済 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			1,311,363	26.25
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	18.33
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	12.94
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	8.41
日本生命保険 相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.78	47,317	0.95
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.69	45,781	0.92
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	42,010	2.47	42,010	0.84
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.47	41,988	0.84
(株)三菱東京U F J銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,778	2.46	41,778	0.84
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.11	35,842	0.72
計		254,716	14.97	3,548,031	71.04

< 中 略 >

なお、C種種類株式には平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合における大株主の状況は以下のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の発行済 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			2,436,363	39.81
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	14.96
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	10.56
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	6.86
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.78	47,317	0.77
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.69	45,781	0.75
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	42,010	2.47	42,010	0.69
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.47	41,988	0.69
(株)三菱東京U FJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,778	2.46	41,778	0.68
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.11	35,842	0.59
計		254,716	14.97	4,673,031	76.36

- (注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- 2 割当後の所有株式数及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映したうえ、本割当予定先が保有する全てのC種種類株式について普通株式を対価とする取得条項が行使された場合において交付される普通株式1,136,363,600株を加算した数を基準に算出しております。
- 3 上記の表における発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
- 4 (株)みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した株式が6,000千株あります。

なお、現時点でC種種類株式に普通株式を対価とする取得条項が行使されたと仮定した場合における所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有議決権数 (個)	割当後の総株主の 議決権数に対する 所有議決権数 の割合(%)
鴻海精密工業 股份有限公司	66 Chung-Shan Road, Tu- Cheng Industrial Area, New Taipei City, Taiwan, R.O.C.			2,436,363	39.92
Foxconn (Far East) Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			915,550	15.00
Foxconn Technology Pte. Ltd.	79 Anson Road # 07-03 Singapore (079906)			646,400	10.59
SIO International Holdings Limited	Floor 4, Willow House, Cricket Square, P O Box 2804, Grand Cayman KY1- 1112, Cayman Islands			420,000	6.88
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5 番12号	47,317	2.81	47,317	0.78
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	45,781	2.72	45,781	0.75
QUALCOMM INCORPORATED (常任代理人 クアルコム ジャパン(株))	5775 MOREHOUSE DRIVE SAN DIEGO CA USA (東京都港区南青山一丁目 1番1号)	41,988	2.49	41,988	0.69
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	41,910	2.49	41,910	0.69
(株)三菱東京U F J銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	41,678	2.47	41,678	0.68
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目 11番8号	35,842	2.13	35,842	0.59
計		254,516	15.10	4,672,829	76.56

(注) 1 総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有議決権数及び割当後の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映したうえ、本割当予定先が保有する全てのC種種類株式について普通株式を対価とする取得条項が行使された場合において交付される普通株式の議決権数1,136,363個を加算した数を基準に算出しております。

3 上記の表における総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

< 前 略 >

本第三者割当増資により、本割当予定先に対して割り当てる株式数は3,290,571,868株(内訳:普通株式3,281,950,697株、C種種類株式8,621,171株)、議決権数は3,281,950個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して193.40%(議決権総数1,685,204個に対して194.75%)となっております。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式862,117,100株が交付され、その議決権数は862,117個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,144,067,797株、議決権数は4,144,067個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して243.56%(議決権総数1,685,204個に対して245.91%)となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、上記のとおり、当社の自己資本比率の低下や今後の業績の状況による財政状況の緊迫性に鑑みると、当社の財務体質の改善は喫緊の経営課題であり、确实且つ迅速な資本性の資金調達が不可欠な状況となっております。本第三者割当により調達される資金の額は、484,276,238,900円(差引手取概算額)ですが、当該調達金額は、当社の平成27年12月31日時点の純資産160,263,000,000円の約3倍に相当することから、当社の自己資本比率の改善、ひいては当社の財務体質の改善に寄与するものと考えております。

< 後 略 >

(訂正後)

< 前 略 >

本第三者割当増資により、本割当予定先に対して割り当てる株式数は3,293,314,333株(内訳:普通株式3,281,950,697株、C種種類株式11,363,636株)、議決権数は3,281,950個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して193.56%(議決権総数1,685,204個に対して194.75%)となっております。

なお、C種種類株式については、平成29年7月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得条項が付されておりますが、この取得条項が行使された場合、取得時の株価にかかわらず普通株式1,136,363,600株が交付され、その議決権数は1,136,363個となります。現時点で当該取得条項が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資により発行された普通株式を合算した普通株式数は4,418,314,297株、議決権数は4,418,314個であり、平成27年9月30日現在の当社の発行済株式総数1,701,439,887株に対して259.68%(議決権総数1,685,204個に対して262.18%)となり、本第三者割当増資により大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、上記のとおり、当社の自己資本比率の低下や今後の業績の状況による財政状況の緊迫性に鑑みると、当社の財務体質の改善は喫緊の経営課題であり、确实且つ迅速な資本性の資金調達が不可欠な状況となっております。本第三者割当により調達される資金の額は、384,527,342,641円(差引手取概算額)ですが、当該調達金額は、当社の平成27年12月31日時点の純資産160,263,000,000円の約2.4倍に相当することから、当社の自己資本比率の改善、ひいては当社の財務体質の改善に寄与するものと考えております。

< 後 略 >

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化が25%以上となり、また、本第三者割当増資により鴻海精密工業が当社の支配株主となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。さらに、本第三者割当増資のうち普通株式の発行については、市場株価に対して一定程度のディスカウントとなっていることから有利発行に該当し、またC種種類株式の発行についてもブルータス社が価値分析した株式価値の上限値に対して10%以上のディスカウントとなっており、有利発行に該当すると考えられるため、具体的には、本定時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、本第三者割当増資について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただくことを予定しております。

(訂正後)

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化が25%以上となり、また、本第三者割当増資により鴻海精密工業が当社の支配株主となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。さらに、本第三者割当増資については、有利発行に該当すると考えられるため、具体的には、本定時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、本第三者割当増資について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただくことを予定しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

3 【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月31日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月27日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月15日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月31日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月27日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月15日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に近畿財務局長に提出

以 上